

Title	〔商法三〇五〕 会社と特定の株主との間における名義書換をしない旨の契約の有効性 (福岡簡裁昭和五八年一二月二一日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.7 (1990. 7) ,p.96- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900728-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三〇五〕

会社と特定の株主との間における
名義書換をしない旨の契約の有効性

〔判示事項〕

会社と特定の株主（将来その会社の株式を取得すると予測される者を含む）との間の自由意思による名義書換をしない旨の個別契約は有効に成立する。

〔参照条文〕

商法二〇四条、二〇六条

〔事実〕

原告Xは、昭和三四年に被告Y鉄道株式会社に就職して運転手として働き、同一年から助役の任にあった。Xは、昭和四四年九月から自宅療養をしていたこと、および、転勤の勧めに応じなかったことから、Y会社側より退職願提出を勧められ、それを提出し、退職金三八万円を受領して、同年一〇月三〇日、Y会社を退職した。しかし、Xは、自己に落度がないのに辞職を強要されたものと信じて、昭和四六年三月以後、正式に復職

（福岡簡判昭五八年一月二二日
昭和五六年八月八号株式会社名義書換手続請求事件
判例タイムズ五二〇号二六二頁、商事法務九九九号四四頁）

要求をした。

原告Xは、自分の要求をY会社が容易に認めないので、復職要求貫徹のためには、Y会社の株主となり、実現を要求するほかに道はないと考え、最終的には、Y会社株式八五株を取得した。Xは、一〇株券八枚への分割請求のほか、Y会社側に種々の嫌がらせを行なった。また、Xは、Y会社次長から二万円を受け取り、復職要求をしない旨を了承した。

原告Xの一連の行動に辟易したY会社は、Xの行動を抑制するために、昭和五〇年七月二十九日に原告に五〇〇万円を提供した。それに対して、Xは、「現在Xの所有するY会社の株式をY会社の指定する者に時価で譲渡する」、「株券の分割請求、株式の名義書換請求に関してY会社に迷惑をかけない」旨の誓約書を差し入れ、Xは、前記八五株を他へ譲渡した。

原告Xは、右誓約後もY会社に復職を要求し、前記誓約事項

は破棄すると通告し、さらに、昭和五〇年九月に再びY会社の株式千株を取得し、同月一六日に名義書換を請求した。Y会社は、決算期をひかえていたこと、および、Xが再度嫌がらせをしないことを期待して、Xの名義書換請求に応じた。

ところが、原告Xは、その後も依然として嫌がらせ行動を続行するので、Y会社は、これを抑制するために昭和五二年六月福岡簡易裁判所に即決和解の申立をし、同年六月一三日に次のような内容の即決和解が成立した。すなわち、Xの所有する千株をY会社の指定する者に時価で譲渡すること、および、Xの所有するY会社に関する記録をY会社に引き渡すことと引き換えに、Y会社は、Xに見舞金として六五〇万円を支払い、さらに、Xは、前記誓約事項を確認する旨を内容としていた。

その後、原告Xは、再度新たに、訴外人よりY会社株式を取得し、昭和五六年二月二〇日に、訴外証券会社を介して名義書換請求をした。そして、Xは、名義書換がないとして本訴に及んだ。それに対して、Y会社は、Xによる本件誓約書差し入れならびに、本件即決和解により、名義書換請求をしないことの確約および不起訴の合意があると主張した。Y会社は、不起訴の合意を理由として、まず、本案前の主張として、本訴は権利保護の利益を欠く不適法な訴であるとし、さらに、昭和五六年二月二〇日のXによる名義書換請求後、X自身によって名義書換請求をしない旨の合意が追認され、右請求が撤回された旨も主張した。Xは、Y会社の主張を争い、本件即決和解の内容は、

同和解当時Xが有していた株式について名義書換を請求しない趣旨であり、将来取得する株式に関しては全く関知しないと主張した。

右の諸点に関連して、本件裁判所により、次のように事実認定された。すなわち、原告Xは、本件「誓約および……即決和解を以って、現在および今後、自己の取得した被告（Y会社）の株式につき名義書換手続の請求をしない旨を約した事実」は認められるが、いまだ、被告（Y会社）主張のような不起訴の合意が成立したものと認定することはできなく、さらに、被告Y会社庶務課長が、「原・被告（X・Y会社）の間には名義書換をしない合意が成立しているので妻名義に書換えるか他の者に譲渡してくれ、と申入れたところ、原告（X）はそれを納得し、……原告（X）の妻名義に書換えることを承諾し、その手続をとるために株券と印鑑を持参すると言って」被告Y会社前記庶務「課長と別れたまま、現在に至るも、その約定を履行していない」ので、原告Xは、名義書換をしない旨の合意を追認し、証券会社を介しての名義書換請求を撤回したとの事実認定した。

〔判旨〕

請求棄却。

「株主は、株式を取得しても株主名簿の名義書換がなされるまでは、原則として会社に対し株主であることを主張できないから、商法は株主の自益権の一つとして名義書換請求権（商法二

○六条)を認め、株式の自由譲渡を保障している。

しかし、株式譲渡の自由も絶対的に制限できない権利ではなく、同族会社その他、株主の個性が問題になる会社もあるし、また会社の業務に理解のない株主によって会社経営がゆがめられることをおそれる会社もあり、そのような好ましくない者が株式を譲り受けて株主になっては困る会社もあるから、現に、商法もこのような会社では、定款をもって株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を規定することができる(同法二〇四一条一項但書)旨を定めているところである。

ところで、会社と現在の株主または将来株主になることが予測される者との間で、個別に、名義書換をしない契約をなし得るかについて考えると、なるほど株式の名義書換を認めないときは、右の約定をした特定の譲受人との関係では、譲渡人に対し譲渡の自由を制限したことに帰着する。

しかし、それは「譲渡人による制限」を付したものでなく、しかも、特定の譲受人以外については譲渡が開放されており、株主の投下資本回収も十分保障されているので、いまだ商法の理念とする株式自由譲渡の原則を侵害するものと解することはできない。

そうすると、会社と特定の株主(将来その会社の株式を取得すると予測される者を含む)との間の自由意思による名義書換をしない旨の個別的契約も有効に成立し得ると解するのが相当である。」

〔評釈〕

判旨に賛成する。

一 本件誓約書および即決和解では、Y会社による原告X所有の株式についての先買権者の指定および将来にわたっても名義書換請求をしない旨が約束されている。これは、原告Xが、Y会社との関係において、個別的に株式の譲渡制限を受け入れ、そして、株主としての地位を主張しないこと、つまり、株主権を主張しない旨を約束したことになる。確かに、株式譲渡は、必ずしも名義書換によらずとも発生し得るので、名義書換請求権と株式譲渡権とは関連することがあり得ても同じではない(平尾・本件評釈・金融・商事判例六九六号四八頁)。しかし、名義書換ができないことは、株式譲渡が、完全にその効力を発揮できなくなることになるので、名義書換をしない旨の約束は、株式譲渡の制限という意味を持ち得ると解してよい。

二 株主権も社員権という財産権の一種であり、その処分・収益については、個人の意思にまかされているというのが近代市民社会における法原則と考えてよい。従って、そのような財産権をめぐる各種の制約づけについても、関係者が、同等の立場において、自由意思によって決定する限り、それは、法的に許されるものである。しかし、そのような自由意思による合意が、一方の優越的立場と他方の劣後的立場において、優越者が主導権をにぎるかたちでなされれば、そこにおいては、市民による財産権の自由な処分が妨げられることになる。

従つて、本件において、法理論を説明するに際して、判旨のように、「株主の投下資本回収も十分保障されているので、いまだ商法の理念とする株式自由譲渡の原則」が侵害されていないと一般的に理由づけられるほかに、本件合意が、同等者間において、自由意思よりなされたか否かが、更に吟味されておれば、説得力は、更に増したようにも考えられる。そこで、本件について、会社側が、株式発行者あるいは使用者としての地位を優越者として利用した場合か否かが考察されなければならない。会社による先買権者の指定を受け入れ、名義書換をしない旨約束しなければ、新株発行に際して、新株をまったく割り当てないと迫つたり、あるいは、既存の従業員株主に対して、右のような趣旨の約束をしないと、従業員として不都合なことが生ずることをにおわすことがあれば、優越者としての地位利用が考えられる。しかし、本件の場合には、そのようなことはなく、雇用関係について当事者間で争いがあるものの、原告Xは、すでに従業員ではなくっており、自由な株式投資者の立場にある。従つて、本件の場合、会社側による優越的立場の利用は、投資者に対してなされておらず、会社と投資者の間で、同等の立場において合意がなされていたと判断してよく、この意味において、判旨に賛成できる。

三 個々の株主が、具体的な意思決定により、会社との個別契約によつて譲渡の自由を制限する場合、当事者の一方が会社である関係上、形式的には具体的な意思決定によつても、実質

的には、附合契約的になされる結果となり易く、商法二〇四条一項の立法趣旨から見ても、また、特に昭和四一年改正法でその但書による正式の手續が認められた関係上、その脱法行為として、無効となることが通常であるとの見解がある（田中誠二・再全訂会社法詳論へ上巻三三八頁）。この見解は、さらに続けて、会社に時価をもつて株式の先買権者指定を許す契約について、株式の市場価格の不明の場合もあり、また、時間を要して、株主に損害を被らせるおそれがあるから、このような契約も、商法二〇四条一項の脱法行為と解すべき場合が多く、特に、商法二〇四条ノ二以下の先買権の制度が法定された現在では、その脱法行為と解すべきである旨を主張する（田中誠二・前掲会社法詳論へ上巻三三八頁）。しかし、会社側が、一定の書式を用意して組織的に、株式の自由譲渡を制限する合意を個々の株主から取りつけるような場合はともかくとして、会社と制限を約束する者とは同等の立場で、自由に合意をしている限り、脱法行為として無効と解する必要はないように思われる。また、会社に時価でもつて株式の先買権者指定を許す契約については、本件のように証券市場に上場されている株式の場合、市場で決められた価格は、明確でかつ説得力のあるものなので、時価すなわち市場価格でということであれば弊害もなく、右のような契約は、許容されてよいのではないかと考える。

名義書換請求権と株式譲渡権とは、公益上株式会社健全維持のために奪うことのできないところの固有権以上の権利であ

り、法律の規定なくしては、たとえ株主の同意があっても奪うことができないとの立場がある（平尾・前掲金融・商事判例六九六号四八頁）。しかし、株主権の処分・収益は、財産権一般と同じように、個々の株主の自由のままかされているのだから、株主権から派生する自益権の一種としての名義書換請求権も株主の自由意思で制約できるものであり、また、株式の譲渡自体も、個々の株主の自由な意思決定で会社との関係で個別的に制限できると解してもよいのではないかと考えられる。確かに、株式譲渡をめぐる制度や名義書換制度は、商法という団体法上の規制である。しかし、この場合の団体的な規制は、全体の枠組を定めているものであり、その全体の枠組の中で認められた個々の株主権については、株主による個別的債権契約でもって自由

なる処分や制約を許してよいのではないかと考えられる。全体の枠組としての法規制は、その内部において、個々の関係者による個別的な自由裁量をできるだけ許さない方向で理解するのは望ましくない。秩序の維持のためには規制が必要である。しかし、その規制が、内部の細部にまで及んで、全体の枠組を崩すことのない自由裁量の余地をどんどん狭くしてしまうようなことがあっては、自由な市民社会における法規制の理想から離れることになるのではないかと考えられる。

なお、本件は、昭和五六年改正商法施行以前の事例のため、株主の権利の行使に関する利益供与の禁止（商法二九四条ノ二）は、論点とはなっていない。（平成二年四月一四日稿）

加藤 修

〔最高裁判事例研究 二八二〕

昭二八一九（最高民集七卷一〇号一〇八三頁）

請求が証書真否確認の訴えの対象たる資格を欠く訴えにおける請求認諾の効力

文書偽造確定請求事件（昭和二八・一〇・一五第一小法廷判決）

X（原告・控訴人・上诉人）の夫Aは昭和一八年七月二一日に死亡した。Aは遺言により遺言執行者Y（被告、被控訴人、被上诉人）

を指定し、Yは同年一月三〇日付でAの弟Bの二男Cを相続人に指定し、Cの法定代理人たるB名義でAの家督相続届がなされた。Xはこの家督相続届はBの妻でありCの母であるD、その実父Eの偽造によるものであるとして、XよりC・D・E外二名等を相手之家督相続届の書面が偽造であることの確認の訴えが提起された。これに対してC等は家督相続届は当時比島にいたB本人が作成し、自署捺印したものをDに、ついでYに郵送してきた文書に基づいた